

第2次

# 新城市建築物耐震改修促進計画

---

令和3年3月

新 城 市



# 目次

第1章	はじめに.....	1
1-1	計画策定の背景.....	1
1-2	計画の位置づけ.....	2
1-3	新都市における地震被害の想定.....	3
1-4	建築物の耐震性と耐震化率について.....	5
第2章	第1次計画の評価・検証.....	6
2-1	第1次計画の耐震化の目標と現時点での耐震化の状況.....	6
2-2	第1次計画の事業成果.....	8
2-3	第1次計画による事業成果の検証.....	10
2-4	第2次計画の策定に向けて.....	14
第3章	計画の基本的事項.....	15
3-1	対象となる区域、計画期間、対象建築物.....	15
3-2	耐震化の現状.....	23
3-3	耐震化の目標.....	26
第4章	耐震化促進に関する施策.....	29
4-1	耐震化に向けた役割分担.....	29
4-2	住宅の耐震化促進.....	30
4-3	関連する安全対策.....	35
4-4	住宅の耐震化促進のための支援制度.....	36
4-5	建築物の耐震化促進.....	39
4-6	建築物の耐震化促進のための支援制度.....	41
第5章	計画達成に向けて.....	42



# 第1章 はじめに

## 1-1 計画策定の背景

兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災（平成7年1月発生））では6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約90%の4,831人が建築物の倒壊等によるものでした。

また、その後も新潟県中越地震（平成16年10月発生）、福岡県西方沖地震（平成17年3月発生）、能登半島地震（平成19年3月発生）、新潟県中越沖地震（平成19年7月発生）、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月発生）、熊本地震（平成28年4月発生）、北海道胆振東部地震（平成30年9月発生）など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

特に、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。本市は「東海地震に係る地震防災対策強化地域」及び「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域」に指定されており、大規模地震の危険性の高い地域となっています。

このように大規模地震の発生が危惧されるなか、様々な地震防災対策の推進が望まれています。特に地震による死者や経済被害を減らす対策としては、建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。

また、阪神・淡路大震災では、倒壊した住宅等から出火、延焼し、建築物に被害を拡大させるとともに、倒壊した建築物が道路を塞ぐことにより、スムーズな消火や救援、避難活動を妨げ、一層の被害の増大をもたらしました。

建築物の倒壊を防ぐためには、建築物の耐震性を的確に把握し必要に応じて耐震改修等を行うことが重要です。

本市では、愛知県と協力して住宅の無料耐震診断や耐震改修費助成を行ってきましたが、大規模な地震はいつ発生するかわからないため、建築物の耐震化をこれまで以上の速さで促進し、市民の生命や財産を守るために、愛知県で平成18年度に策定された「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築耐震プラン2015）」で定められた内容を踏まえ、平成20年3月に具体的な耐震化の目標及び目標達成のため、必要な施策を定める「新城市耐震改修促進計画」を策定しました。

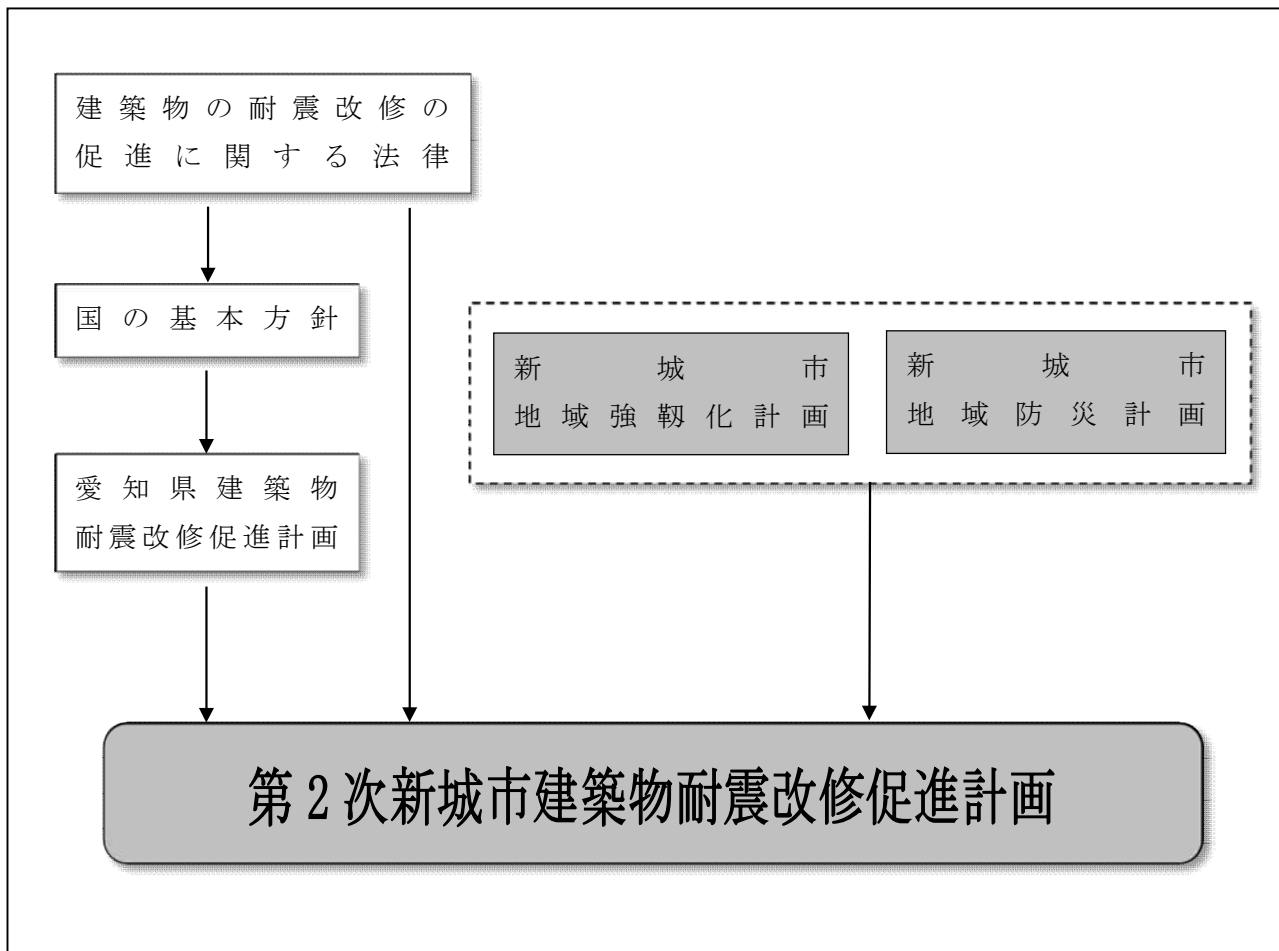
その後、平成23年3月には東北地方太平洋沖地震が発生し、中央防災会議では東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、東海・東南海・南海地震について、これまでの被害想定の見直しが行われ、3連動地震等に対する被害想定が公表されています。

愛知県では平成23年度に新たな耐震アクションプランとして「愛知県耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2020）」が策定され、あわせて本計画も平成25年3月に改訂を行いました。

こうした中、令和2年度を最終目標年度としていた新城市耐震改修促進計画における耐震化の目標の達成状況や、目標達成のために行うとした施策の実施状況を検証するとともに、上位計画との整合を図りながら必要な見直しや、新たな耐震化の目標設定を行い、「第2次新城市建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、建築物のさらなる耐震化を促進します。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づく「国の基本方針」、  
「愛知県建築物耐震改修促進計画」、「新城市地域強靱化計画」、「新城市地域防災計画」を上位計  
画とし、本市における建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定します。



## 1-3 新城市における地震被害の想定

### 1. 想定される地震の規模及び被害の状況

平成26年5月「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震モデルによる被害を想定しています。

#### 過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震の内、過去に発生したことが明らかで規模が大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルです。

#### 理論上最大想定モデル

南海トラフで発生する恐れのある地震の内、千年に一度、あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのモデルです。

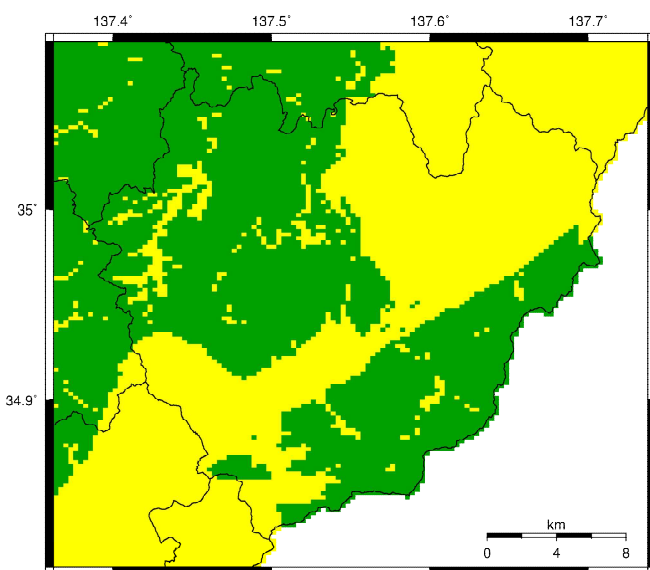
#### 【強い揺れ、液状化に伴う被害】

##### ① 震度分布

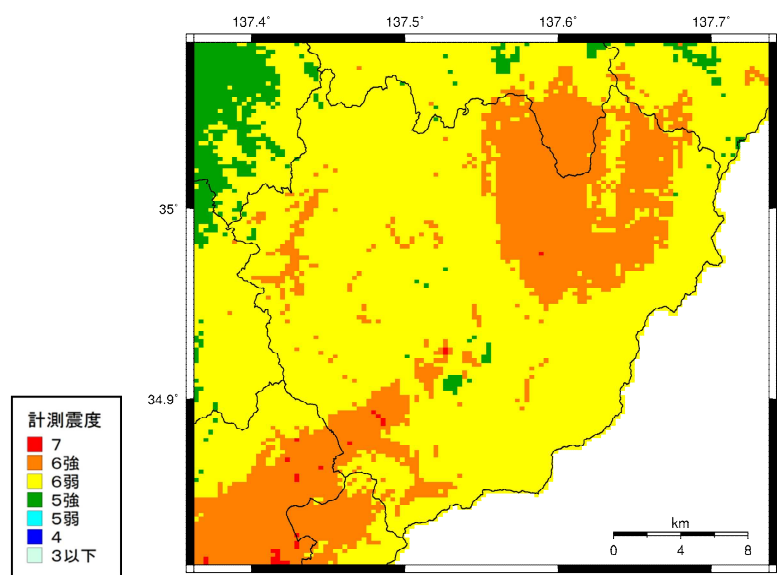
- ・過去地震最大モデルでは、市内の広い範囲に渡り震度5強以上の揺れが想定されています。
  - ・理論上最大想定モデルでは、市内の広い範囲に渡り震度6弱以上の強い揺れが想定されています。
- また、一部の地域で震度7の非常に強い揺れが想定され、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れの地域も想定されています。

《愛知県被害予測(平成26年)》

【過去地震最大モデル】



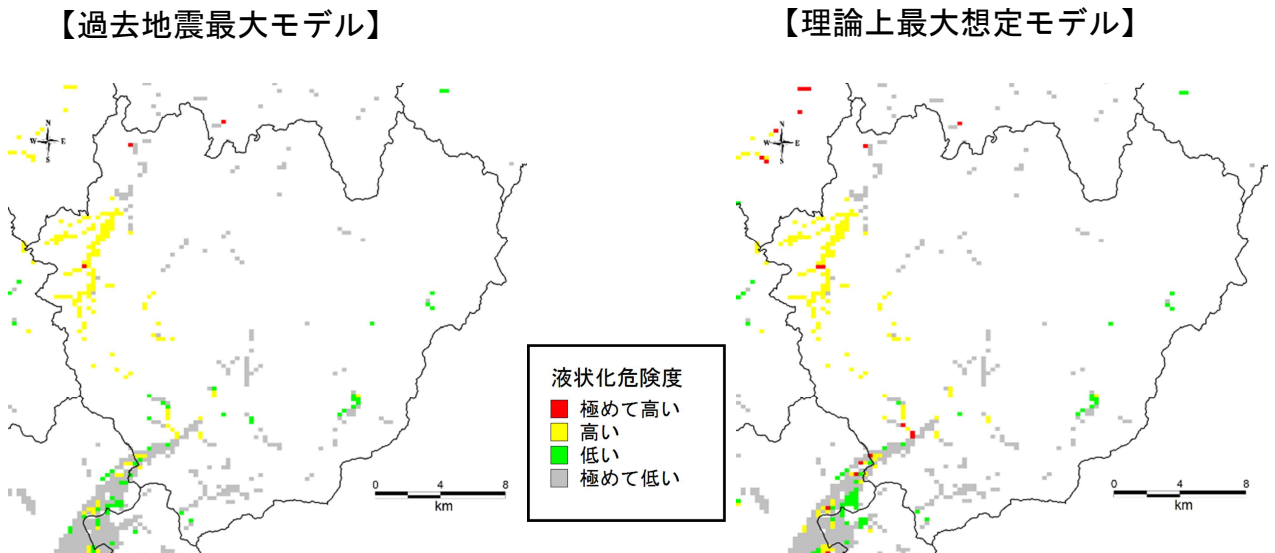
【理論上最大想定モデル】



② 液状化危険度分布

市内の液状化危険度については過去地震最大モデルや理論上最大想定モデルにおいても危険性の高い地域は多くありません。しかし一部の地域については、液状化の危険度が高い地域も予測されています。

《愛知県被害予測(平成 26 年)》



③ 建物被害・人的被害

- ・建物被害においては、原因の大半が揺れによる全壊となっており、人的被害においては、原因のほとんどが建物倒壊となっています。

区分		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物被害 【全壊・焼失棟数】	地震動	約 200 棟	約 1,800 棟
	液状化	わずか	わずか
	急傾斜地崩壊等	約 50 棟	約 80 棟
	火災	わずか	約 20 棟
	合計	約 250 棟	約 1,900 棟
人的被害 【死者数】	建物倒壊	約 10 人	約 100 人
	急傾斜地崩壊等	わずか	約 10 人
	火災	わずか	わずか
	合計	約 10 人	約 110 人

資料：新城市地域防災計画



## 1-4 建築物の耐震性と耐震化率について

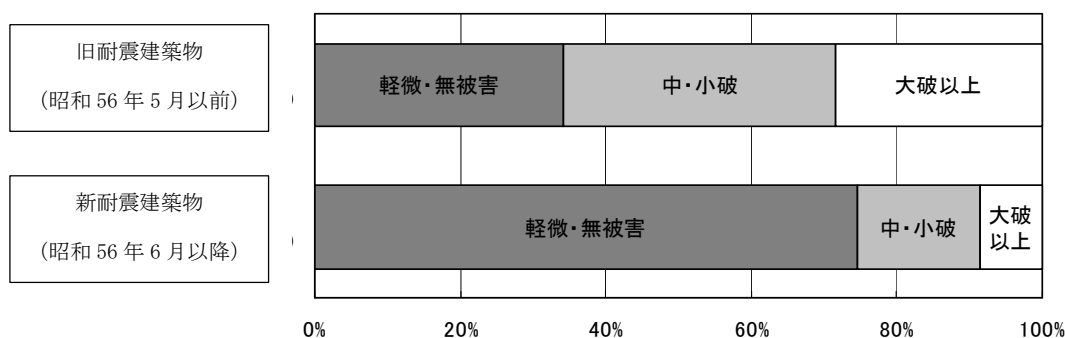
建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。

改正後の基準によって建築された建築物（以下「新耐震建築物」という。）は兵庫県南部地震やその後の大規模地震後でも概ね耐震性を有するとされています。

一方、この改正の前に建築された建築物（以下「旧耐震建築物」という。）は兵庫県南部地震等の地震において大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

図一 阪神・淡路大震災の被害状況



※出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告

### ■耐震化及び耐震化率とは

- 耐震化とは、昭和56年5月以前に建てられた建築物を耐震診断の結果から耐震改修が必要であると診断された場合に耐震改修を行うほか、建替えを行うことにより耐震性を確保することをいいます。

耐震性あり

- ・昭和56年6月以降に建築された建築物
- ・耐震診断の結果、安全が確認された建築物
- ・耐震改修を行い、安全となった建築物

耐震性なし

- ・昭和56年5月以前に建築された耐震診断を実施していない建築物
- ・耐震診断の結果、安全でない建築物

- 耐震化率とは、「耐震性あり」の建築物（棟）の割合です。

$$\text{耐震化率 (\%)} = \frac{\text{「耐震性あり」の建築物の数}}{\text{対象となる建築物の総数}} \times 100$$

## 第2章 第1次計画の評価・検証

本市では、平成20年3月に耐震化の目標及び目標達成のため、必要な施策を定める「新城市耐震改修促進計画」を策定しました。

この当初計画（第1次計画）では、国や県の計画を踏まえ、令和2年度までに住宅の耐震化率95%を目標に掲げ、達成に向けた取組を行ってきました。

令和2年度時点の計画の達成状況や、これまでの取組実績を評価・検証し、問題点等を洗い出した上で、本計画の新たな目標や方策を定めることとします。

### 2-1 第1次計画の耐震化の目標と現時点での耐震化の状況

#### 1. 第1次計画の概要

平成20年3月に策定した第1次計画においては、計画期間を平成27年度までとし、住宅の耐震化の目標を90%として計画を進めてきましたが、国の新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において「平成32年度までに耐震化が不十分な住宅の割合を5%以下のする」ことが明記されました。愛知県ではこれを踏まえ、耐震改修促進計画の計画期間及び耐震化の目標を見直しており、このような国や県の動向を踏まえ、本市では、以下のとおり第1次計画の改訂を行っています。

第1次計画策定時点の本市における住宅の耐震化の状況は、住宅総数17,820戸のうち、11,950戸となっており、全戸の67.1%と推計しています。

第1次計画改定時点では、耐震性がある住宅は13,290戸に増加しており、72.1%の住宅で耐震性があると推計しています。

項目	第1次計画 (平成20年3月策定)	第1次計画改定 (平成25年3月改訂)
計画期間（終期）	平成27年度	平成32年度
住宅の耐震化の目標	住宅数全体の約90%	住宅数全体の約95%
調査時点の耐震化率	67.1%	72.1%

## 2. 令和2年度時点の耐震化の状況と目標の達成状況

住宅における耐震化の状況は、第1次計画と同様の集計方法によれば、令和2年度調査時点の耐震化率は住宅総数 18,865 戸のうち、耐震性がある住宅は 14,272 戸に増加しており、75.7%の住宅で耐震性があると推計されます。

第1次計画改定時点の 72.1%から 75.7%と耐震化率は上昇しているものの、目標に掲げていた耐震化率 95%を達することはできませんでした。

(単位：戸)

令和2年度時点	新耐震住宅 (耐震性あり) ①	計	旧耐震住宅		耐震性のある住宅 ③ ①+②	合計⑤ ③+④	割合 ③/⑤
			耐震性なし④	耐震性あり②			
木造	9,029	7,517	4,491	※ <sup>1</sup> 3,026	12,055	16,546	72.9%
木造以外	1,895	424	102	※ <sup>2</sup> 322	2,217	2,319	95.6%
計	10,924	7,941	4,593	3,348	14,272	18,865	75.7%

※<sup>1</sup>・H14～R1の耐震診断結果の内、評点 1.0 以上となった建物の割合 (6.7%) を耐震性有りとして推計しました。

・住宅・土地統計調査の内、耐震化した住宅の割合 (H20 : 15.2%、H24 : 20.7、H30 : 3.1%) を耐震化した住宅として推計しました。

※<sup>2</sup>・新耐震以前の戸建木造以外については、国土交通省の「関東ブロック内の住宅の耐震化に関するアンケート」の実績を参考にした値 (昭和 55 年以前の木造住宅の 12%、非木造住宅の 76% は耐震性あり) を基に推計しました。

## 2-2 第1次計画の事業成果

### 1. 普及・啓発

#### (1) 広報誌やホームページ等の活用

広報、ホームページ、ケーブルテレビの番組内において、地震災害等に対する備えや建築物の耐震化に関する情報提供を定期的に行いました。

#### (2) 耐震診断ローラー作戦

令和元年度までに対象となる住宅の戸別訪問を行い、耐震化の重要性について説明したうえで、無料耐震診断及び耐震改修補助制度について説明しました。

無料耐震診断については第1次計画策定前の平成14年度から実施しています。耐震診断ローラー作戦については平成18年度から実施しており、各年度の耐震診断ローラー作戦による戸別訪問件数と、無料耐震診断による診断件数については下記の表のとおりです。

(単位：件)

年度	戸別訪問件数	耐震診断件数
平成14年度～平成19年度 計	※ <sup>1</sup>	980
平成20年度	※ <sup>1</sup>	110
平成21年度	829	150
平成22年度	356	100
平成23年度	503	100
平成24年度	408	80
平成25年度	625	84
平成26年度	618	110
平成27年度	637	100
平成28年度	643	89
平成29年度	880	80
平成30年度	348	52
令和元年度	295	57
合計	6,142	2,092

※<sup>1</sup> 戸別訪問件数不明

### (3) 自主防災会と連携した啓発活動、出前講座の実施

毎年、各地域の会合や防災訓練時に出前講座を開催し、耐震化の重要性や耐震改修補助制度等の説明を行い、普及・啓発活動に取り組めました。

また、小学校への出前講座を実施し、わかりやすく楽しみながら理解してもらうとともに、耐震化の重要性を子供から親、祖父母、地域の方へと波及するよう取り組みました。

### (4) その他

#### ・ダイレクトメールによる情報提供

無料耐震診断を受けた方へ、相談会の開催案内など耐震改修を促すための情報提供を行いました。

また、旧耐震基準の住宅に住む高齢者世帯の方へ、耐震シェルターの設置を促すため、耐震シェルターの設置費補助事業の周知を行いました。

#### ・耐震シェルターの展示

耐震化のみではなく減災化も促進するため、旧耐震基準の住宅に住む高齢者世帯の方へ、命を守るための耐震シェルターの設置を促すよう、実物大の耐震シェルターの展示を行い、普及・啓発に取り組めました。

## 2. 耐震化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助により、耐震化の促進を図りました。平成26年度からは、よりきめ細やかな地震対策が講じられるよう、木造住宅段階的改修補助や木造住宅耐震シェルター設置費補助、木造住宅取壊し工事費補助制度を創設し、耐震化及び減災化を促進しました。

(単位：件)

	木造住宅 耐震改修	木造住宅 段階的改修	木造住宅 取壊し	木造住宅耐震 シェルター設置
平成14年度～平成19年度 計	23			
平成20年度	6			
平成21年度	2			
平成22年度	5			
平成23年度	10			
平成24年度	4			
平成25年度	5			
平成26年度	5	2	8	0
平成27年度	2	1	11	0
平成28年度	8	0	5	1
平成29年度	7	0	3	4
平成30年度	4	0	3	0
令和元年度	4	0	2	0
計	85	3	32	5

## 2-3 第1次計画による事業成果の検証

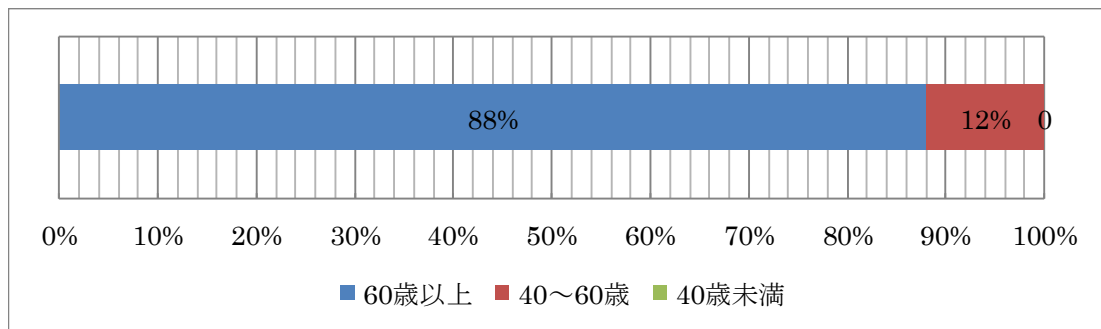
令和2年度までに住宅の耐震化率95%を目標に掲げており、木造住宅耐震化促進事業を始め、木造住宅の無料耐震診断など、住宅の耐震化を促進するため様々な施策を講じ、これらの施策を深く市民に周知するよう、耐震診断ローラー作戦や広報、ホームページ、ケーブルテレビによる周知、出前講座の開催などを行ってきました。

しかし、令和2年度時点での耐震化率は75.7%と、目標である耐震化率95%の達成はできませんでした。ここでは目標達成に至らなかった要因を分析し、今後の目標設定及びその目標達成に向けた課題の洗い出しを行います。

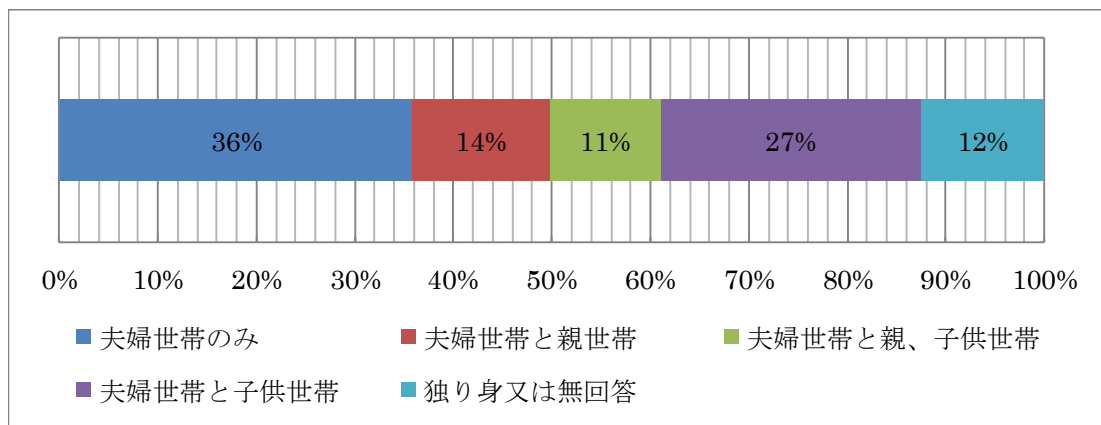
### 1. アンケート調査による住宅所有者の意向

平成14年度から平成26年度に無料耐震診断を受けた住宅所有者へ、平成27年度にアンケート調査を行ったところ、731件の回答がありました。世帯主の年齢と、世帯構成については下記の表のとおりです。

#### ・世帯主の年齢について



#### ・世帯構成について

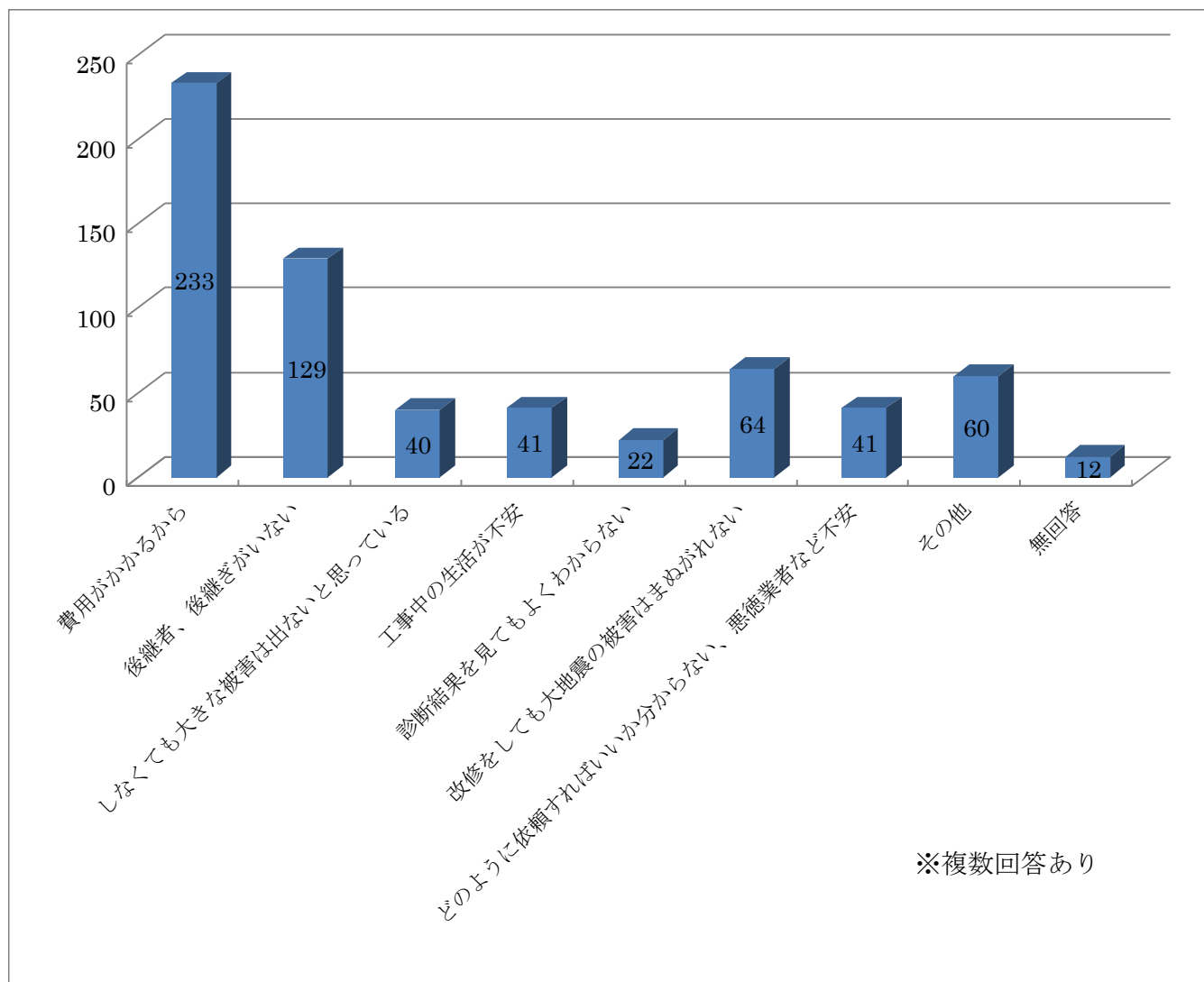


アンケート調査において無料耐震診断を受けた世帯主の88%が60歳以上の年齢でした。

また世帯構成においては、夫婦世帯のみと夫婦世帯と親世帯で50%の割合となっており、多くの世帯が高齢者のみで構成されています。

無料耐震診断を受けたものの耐震改修工事に至っていない理由については下記の表のとおりです。

(単位：件)



※その他の意見の中には、別棟で新築した建物がある、建替や改修を予定している、という意見が多くあり、地盤が悪いから建物を耐震改修しても意味がない、今の家が気に入っているから改修工事をしたくないなどの意見がありました。

耐震改修を行っていない理由として、「費用がかかるから」という回答が最も多く、次に「後継者、後継ぎがない」という回答が多くありました。耐震改修による費用負担が大きいことや、後継者不在による改修工事の必要性を見いだせないことが耐震改修工事に至らない大きな要因であることを把握しました。

## 2. 事業者へのヒアリング

第1次計画の目標達成に至らなかった要因の把握と第2次計画の策定に向けて、市内の建設業者や設計業者にヒアリング調査を行いました。

### ・ヒアリング調査の概要

対象者	市内の建設業許可業者、設計業者
実施期間	令和2年10月22日～10月30日
回答件数	29件
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間のリフォーム工事対応件数</li> <li>・リフォーム工事の内、大規模リフォームや耐震改修工事の件数</li> <li>・耐震改修補助制度を知っているか</li> <li>・耐震改修補助制度を利用した耐震改修を行わない理由</li> </ul>

ヒアリングの結果、補助金を利用した耐震改修工事の件数は少ないながらも、リフォーム工事自体は市内でも多くの件数が行われていることを把握しました。

また、建設業者からは、耐震改修工事のノウハウがないため、住宅所有者へ補助金を利用した耐震改修工事の提案や、リフォーム工事にあわせた適切な耐震改修工事の提案できずにリフォーム工事が行われてしまっていることを把握しました。

また、設計業者からは、耐震改修設計自体のノウハウはありながらも、リフォーム工事の多くが設計業者を介して行われないうことから、耐震改修の提案の機会がないことを把握しました。

## 3. 目標達成に向けた課題

### (1) 住宅所有者の経済的な負担と後継者の不在

耐震改修費用の負担が大きいことや、後継者不在による改修工事の必要性を見いだせないなどの理由により、耐震改修や耐震診断を行わない住宅所有者も多く見えました。住宅所有者にも様々な理由で耐震化ができない、しない状況があるため、住宅所有者の状況に適した啓発、周知方法や事業提案が必要です。

### (2) 事業者への意識啓発、周知活動不足

本市の活動や補助制度を把握していない建設業者や設計業者等、事業者への啓発活動を積極的に行う必要があります。本市では多くのリフォーム工事が行われている中で、耐震改修工事に結びついていない状況も見受けられます。

リフォーム工事にあわせた耐震改修の提案や、安価な耐震改修工事の設計、施工のノウハウを習得し、事業者からも住宅所有者へ積極的に耐震改修を行ってもらえるような意識啓発、周知活動が必要です。



### (3) 地域全体に対する地震対策としての意識付け

地震による建物の倒壊は、自分自身による影響だけでなく、周辺の避難や救助、消火活動にも大きな影響を与える可能性があります。

防災訓練時での出前講座の開催等、地域活動にあわせた事業周知を行ってきましたが、地域全体の問題として認識し、意識付けを行うような意識啓発、周知活動が必要です。

## 2-4 第2次計画の策定に向けて

第2次計画では、第1次計画の成果や検証を踏まえ、新たな目標設定を行うとともに、その目標達成に向けた取組や施策を検討します。

また、国で行われた「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ」（令和2年5月）によれば、平成30年の国全体の耐震化率は約87%となっており、令和2年度までに耐震化率95%の達成は困難とされているため、令和7年度に耐震化率95%、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とすることが適切であるとの提言がなされています。

第2次計画においては、令和2年度までに耐震化率95%の目標について実現することができなかった本市の状況や、目標に向けた課題、国の提言等を参考とし、本市の実態を適切に把握し、より具体的な目標設定と、そのための新たな施策を検討し実行します。

## 第3章 計画の基本的事項

本計画は、国や県が示す減災目標との整合を図り計画的な耐震化を促進し、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、本市において想定される地震の規模・被害状況などや市内の耐震化の現状、関連計画における減災目標を踏まえ、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

### 3-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物

#### 1. 対象区域

本計画の対象区域は、新城市全域とします。

#### 2. 計画期間

本計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までとします。また、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を踏まえ、進捗状況の確認を行うとともに、計画内容を検証し、必要に応じ見直しを行います。

#### 3. 対象建築物

本計画では、すべての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び特定既存耐震不適格建築物を対象に耐震化を図っていきます。

##### ■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含むすべての住宅。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に掲げる特定空家は対象外とします。

##### ■特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係法規に適合せず、同法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物

① 多数の者が利用する建築物	法第14条 第1号
② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法第14条 第2号
③ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物*（以下「通行障害建築物」という。）	法第14条 第3号

※ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの建築物で、県及び市の指定による耐震診断が義務化される建築物を含む。

① 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、法に基づき、以下の用途及び規模とします。

法	政令 第6条第2項	用 途	規 模	
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		階数2以上かつ1,000㎡以上	
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅※（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	

※ 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置付けています。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、法に基づき、以下のとおりとします。

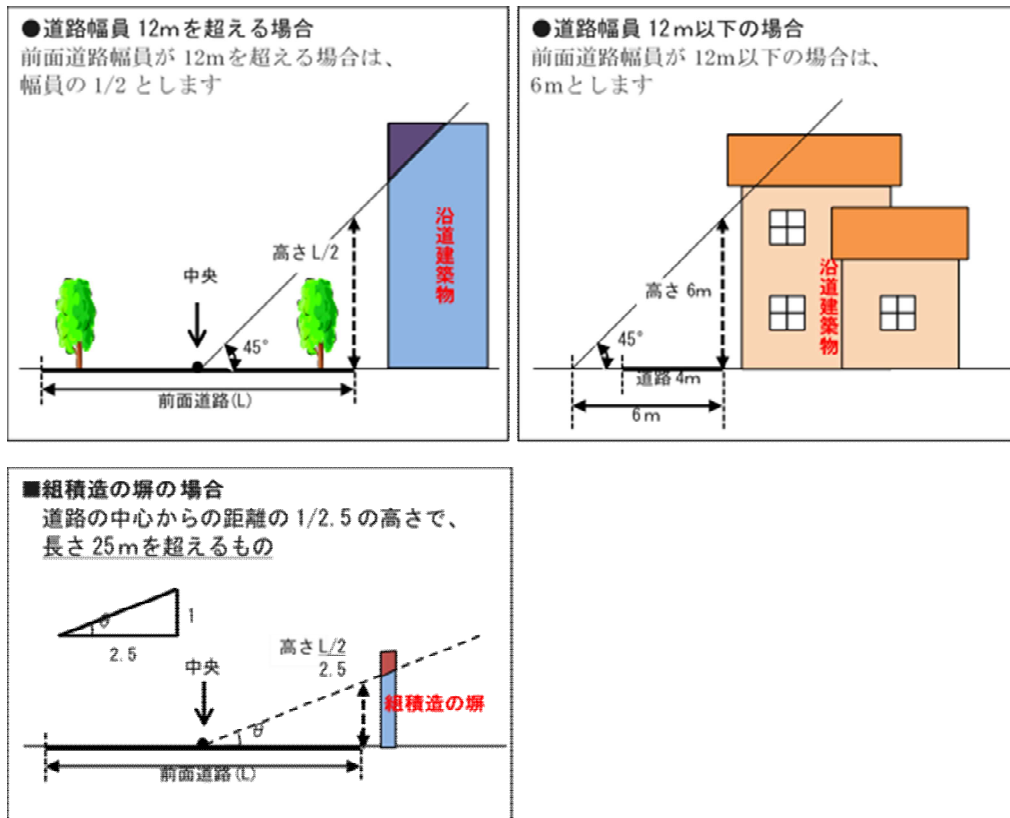
法	政令第7条第2項	危険物の種類	数量
第14条第2号	第1号	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）	
	第3号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン
	第4号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル
	第5号	マッチ	300マッチトン <sup>※1</sup>
	第6号	可燃性ガス （第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第8号	液化ガス	2,000トン	
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物	20トン	
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン	

※1 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7200個、約120kg。

③通行障害建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物を対象とします。

また、2018（平成30）年の法改正に伴い、愛知県の「法第5条第3項第2号」の規定に基づく耐震診断義務付け道路に接する組積造の塀について、道路の中心からの距離の1/2.5の高さで長さ25mを超えるものは耐震診断を義務付けています。



■地震発生時に通行を確保すべき道路

- 地震発生時に通行を確保すべき道路として県が指定するもの（法第5条第3項第2号、第3号）

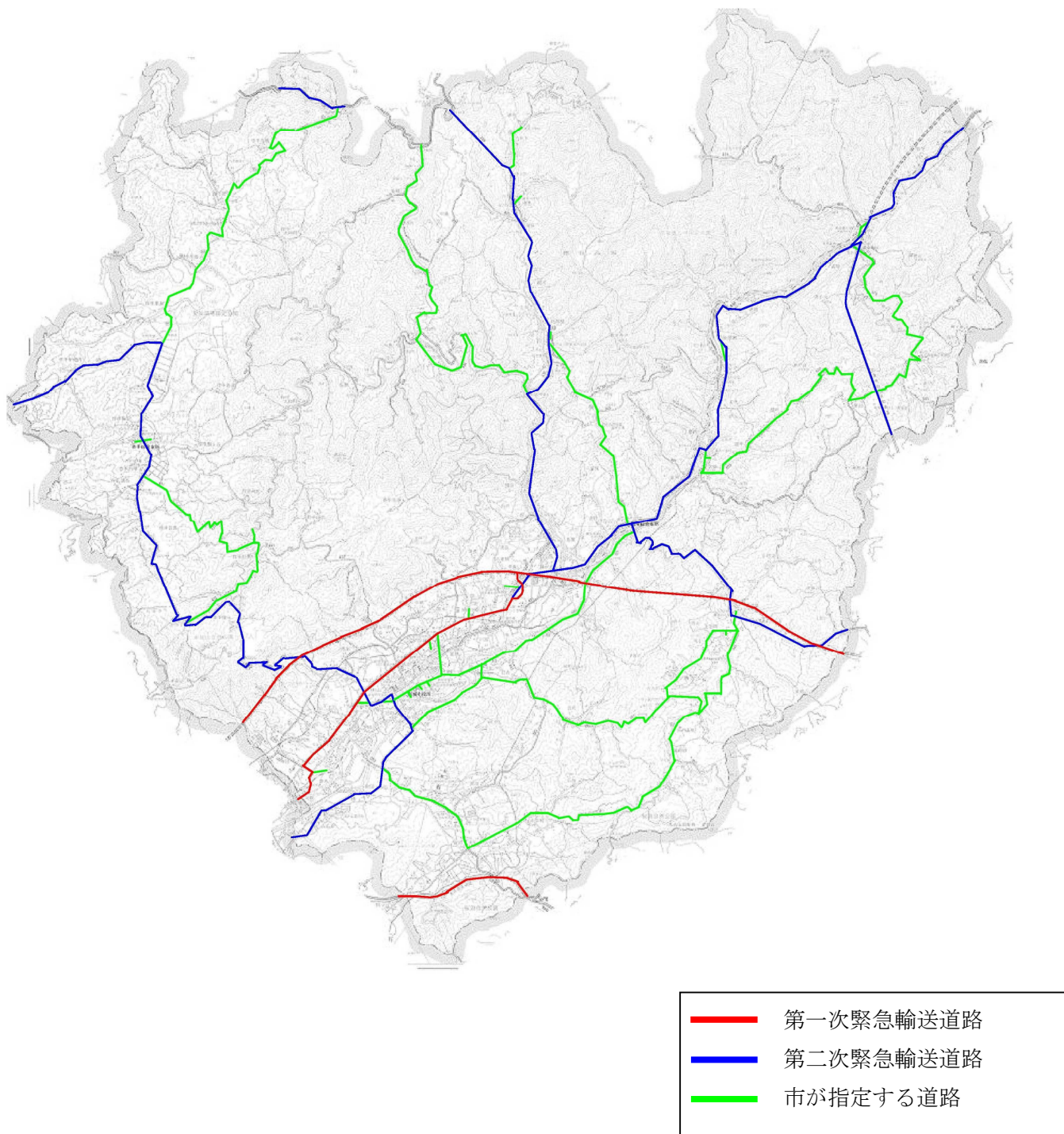
大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態時の交通確保を図ることを目的に設定される道路です。「愛知県地域防災計画」において定められた第一次、第二次緊急輸送道路とします。

愛知県では、第一次緊急輸送道路（自動車専用道路を除く。）を「法第5条第3項第2号」の規定に基づく道路、第二次緊急輸送道路を「法第5条第3項第3号」の規定に基づく道路と定めています。

- 地震発生時に通行を確保すべき道路として市が指定するもの

地震等の災害発生時において、避難場所・避難所等への避難の際に使用される道路です。本計画では、その中でも特に物資の輸送等に利用すると想定される路線を設定します。

図一地震発生時に通行を確保すべき道路の設定



	路線名	起点	終点	延長 (km)	次別
1	東名高速道路	静岡県境（中宇利）	豊橋市境（富岡）	3.7	第一次
2	新東名高速道路	静岡県境（下吉田）	豊川市境（川田）	20.0	〃
3	国道151号	市道細ツブラ加生沢線交点	豊川市境（川田）	9.7	〃
4	主要地方道豊橋乗本線	豊川市境（八名井）	国道301号交点（一畷田）	5.6	第二次
5	国道301号	主要地方道豊橋乗本線（一畷田）	岡崎市境（作手中河内）	26.3	〃
6	国道151号	東栄町境（池場）	市道細ツブラ加生沢線交点	23.5	〃
7	国道257号	国道151号交点（有海）	県道清岳玖老勢線交点	5.8	〃
8	県道清岳玖老勢線	国道257号交点（長楽）	主要地方道長篠東栄線交点	1.5	〃
9	主要地方道長篠東栄線	県道清岳玖老勢線交点（玖老勢）	設楽町境（連合）	8.4	〃
10	国道257号	静岡県境（下吉田）	国道151号交点	9.6	〃
11	国道420号	設楽町境（三都橋）	設楽町境（豊邦）	2.0	〃
12	市道野中龍谷線	国道151号交点（川田）	市立千郷西こども園まで	0.4	市
13	市道沢渡り1号線	国道151号交点（豊栄）	国道301号交点（千郷小学校北東）	0.6	〃
14	市道入船線	国道301号交点（石田）	県道新城引佐線交点（沖野）	2.1	〃
15	県道新城引佐線	市道入船線交点（沖野）	国道151号交点（新城東高校前）	1.1	〃
16	市道東新町桜淵線	市道入船線交点	市立新城小学校まで	0.2	〃
17	市道札木東入船線	市道入船線交点	市立新城中学校まで	0.1	〃
18	市道中野2号線	市道入船線交点	県立新城有教館高等学校まで	0.2	〃
19	市道矢部線	国道151号交点（新栄）	市立東郷西小学校まで	0.3	〃
20	市道大宮線	国道151号交点（大宮）	市立東郷中学校まで	0.2	〃
21	市道八束穂県社線	国道151号交点	市立東郷東小学校まで	1.0	〃



22	国道 301 号	主要地方道豊橋乗本線交点（一鍬田）	主要地方道豊橋下吉田線（富岡）	3.9	〃
23	主要地方道豊橋下吉田線	国道 301 号交点（富岡）	国道 257 号交点（山吉田）	14.5	〃
24	県道新城引佐線	市道入船線交点（沖野）	主要地方道豊橋乗本線（舟着小前）	1.4	〃
25	主要地方道豊橋乗本線	国道 301 号交点（庭野）	国道 257 号交点（乗本）	9.5	〃
26	県道新城引佐線	主要地方道豊橋乗本線交点（鳥原）	主要地方道豊橋下吉田線交点	8.4	〃
27	市道上吉田竹ノ輪線	県道新城引佐線交点	主要地方道豊橋下吉田線交点	3.8	〃
28	市道三の輪線	市道内金本線交点	市立鳳来中学校まで	0.4	〃
29	主要地方道長篠東栄線	国道 151 号交点（長篠）	県道清岳玖老勢線交点（玖老勢）	5.5	〃
30	国道 257 号	県道清岳玖老勢線交点（長楽）	県道作手清岳玖老勢線交点	3.4	〃
31	県道作手清岳玖老勢線	国道 257 号交点	市道只持出合線交点	2.8	〃
32	市道只持出合線	県道作手清岳玖老勢線交点	国道 257 号交点（只持）	0.2	〃
33	国道 257 号	市道只持出合線交点	設楽町境（愛郷）	7.1	〃
34	市道大野睦平線	国道 151 号交点（大野）	市立東陽小学校まで	0.3	〃
35	県道能登瀬新城線	国道 151 号交点（大野）	県道渋川鳳来線交点（明治橋西）	0.6	〃
36	県道渋川鳳来線	県道能登瀬新城線交点（明治橋西）	県道鳳来佐久間線交点（巢山）	8.4	〃
37	県道鳳来佐久間線	県道渋川鳳来線交点（巢山）	県道七郷一色名号線交点	4.3	〃
38	県道七郷一色名号線	県道鳳来佐久間線交点	国道 151 号交点（名号）	5.6	〃
39	市道川合貝津線	国道 151 号交点	国道 151 号交点	0.7	〃
40	主要地方道長篠東栄線	県道富栄設楽線交点（海老池貝津）	旧連合小学校まで	1.6	〃
41	県道作手保永海老線	国道 301 号交点	作手農村環境改善センターまで	4.3	〃

新城市建築物耐震改修促進計画

42	県道作手清岳新城線	国道 301 号交点	県道作手保永海老線交点	6.8	〃
43	主要地方道岡崎設楽線	国道 301 号交点 (田原)	設楽町境 (作手守義)	12.1	〃
44	市道川壳線	主要地方道長篠東栄線	旧海老小学校まで	0.3	〃
45	市道能登瀬保育園線	国道 301 号交点	国道 301 号交点	0.4	〃
46	市道野林旧道線	主要地方道長篠東栄線	主要地方道長篠東栄線	0.4	〃
47	市道縄手 2 号線	国道 301 号交点 (作手総合支所東)	新城有教館高等学校作手校舎まで	0.2	〃
48	市道縄手上中屋敷線	国道 301 号交点 (作手総合支所東)	つくで交流館・作手小学校まで	0.1	〃

※第一次緊急輸送道路…国の基幹道路である高速自動車道、一般国道を中心に人口集中地域への重要な基幹輸送路

第二次緊急輸送道路…一次路線と主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連結する路線

市で指定する道路…県で指定する緊急輸送道路から指定避難所への経路、その他防災拠点を連絡する経路

## 3-2 耐震化の現状

### 1. 住宅

#### (1) 耐震化率の再算定

第2章において令和2年度時点の耐震化率を75.7%と推計しましたが、この耐震化率は、過去の耐震診断結果における耐震性有の割合や、住宅・土地統計調査における耐震化した住宅の割合など、推計値を用いて算出した結果です。

しかし、耐震診断方法については平成18年度から大きく変わっており、現在の診断方法では耐震性がある住宅の割合は減少しています。また、住宅・土地統計調査の内、耐震化した住宅の割合についても耐震性能が確実に担保されているものとは確認できません。

これらの状況を踏まえ、本計画では推計値を参照しない、市の実態に即して耐震化率を再算定し、耐震性のある住宅の割合58.2%を本市の耐震化率と算定します。

(単位：戸)

分類	新耐震住宅 (耐震性あり) ①	旧耐震住宅		耐震性のある住宅③ ①+②	合計⑤ ③+④	割合 ③/⑤	
		計	耐震性なし④				耐震性あり②*
木造	9,029	7,517	7,457	60	9,089	16,546	54.9%
木造以外	1,895	424	424	0	1,895	2,319	81.7%
計	10,924	7,941	7,881	60	10,984	18,865	58.2%

#### ● 住宅数の集計について

「家屋課税データ（令和2年1月1日）」を基に、以下のとおり集計しました。

- ・延床面積が20㎡未満の家屋は集計から除外しました。
- ・概要調書用の家屋分類が、以下のいずれかに該当するものを集計対象としました。
  - ・木造／専用住宅
  - ・木造／併用住宅
  - ・木造／共同住宅・寄宿舎
  - ・木造／農家住宅
  - ・木造／養蚕住宅
  - ・非木造／住宅
  - ・非木造／アパート
- ・戸建住宅で、1敷地に複数の課税対象家屋が存在する場合、建築年次は延床面積が最大の家屋を代表としました。

#### ※ 耐震性がある住宅数について

新城市木造住宅耐震化促進事業により耐震化された住宅については耐震性ありとして判断しました。

## 2. 特定既存不適格建築物

### (1) 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）

法第 14 条第 1 号に規定する用途の建築物の耐震化の現状（新耐震建築物を含む）は、耐震化率 95% となっており、耐震性が確認されていない建築物は 7 棟となっています。

(単位：棟)

分 類	公共建築物		民間建築物	合計
		うち市有施設		
新耐震建築物 a	51	44	35	86
旧耐震建築物 b=c+d	38	26	15	53
耐震性あり* c	37	25	9	46
耐震性なし d	1	1	6	7
耐震性のある建築物 e=a+c	88	69	44	132
合計 f=a+b	89	70	50	139
耐震化率 e/f	99%	99%	88%	95%

※ 耐震性がある建築物について

旧耐震建築物のうち耐震診断の結果、耐震性があると評価された建築物及び耐震改修を行った建築物については、耐震性がある建築物としました。

### (2) 危険物の貯蔵上又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号）

法第 14 条第 2 号に規定する用途の建築物の状況は以下のとおりです。旧耐震建築物は、市内に 1 棟あります。

(単位：棟)

分 類	危険物貯留・処理施設
新耐震建築物 a	21
旧耐震建築物 b=c+d	3
耐震性あり c	2
耐震性なし d	1
耐震性のある建築物 e=a+c	23
合計 f=a+b	24
耐震化率 e/f	96%

(3) 通行障害建築物（法第 14 条第 3 号）

法第 14 条第 3 号に規定する建築物の状況は以下のとおりです。

（単位：棟）

分 類	総数 a	昭和 57 年以降	特定既存耐震不適格建築物 昭和 56 年以前			耐震性の ある建築物 f=b+d	耐震化率 f/a
		新耐震 b	計 c	耐震性あり d	耐震性なし e		
木造	182	85	97	0	97	85	47%
非木造	117	77	40	6	34	83	71%
合計	299	162	137	6	131	168	56%

### 3-3 耐震化の目標

#### 1. 目標設定の考え方

国や県の基本方針を踏まえ、住宅について耐震化率の目標を定めます。なお、計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対しては、減災化を促進します。

また、特定既存耐震不適格建築物についても耐震化率の目標を定めます。特定既存耐震不適格建築物については、いつ発生するかわからない大規模な地震災害に対応するため、早期に耐震化すべき建築物を設定し、優先順位を付けて耐震化を推進します。

#### 2. 住宅の目標

国で行われた「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ」（令和2年5月）によれば、平成30年の国全体の耐震化率は約87%となっており、令和2年度までに耐震化率95%の達成は困難とされているため、令和7年度に耐震化率95%、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とすることが適切であると提言がなされています。

一方、令和2年度における本市の住宅の耐震化率は58.2%と算定しており、国で示す耐震化率と大きな開きがあります。住宅・土地統計調査等の推計値を参照した場合、本市でも75.7%と高い耐震化率が算出されますが、令和2年度の耐震化率については、住宅・土地統計調査等の推計値を用いず、実態に即した数値を参照するため、低い耐震化率にとどまっています。そのため、推計値を参照した国で示す耐震化率の目標に数値をあわせることは困難な状況です。

このことから、本市の目標については、国の提言による推計値を参照した、平成30年の国全体の耐震化率87%から令和7年度に耐震化率95%、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消するという目標を基に、本市においては実測値である現在の耐震化率58.2%から、国の提言による目標値の伸び率を参照し、令和12年までに住宅の耐震化率70%を目標に掲げ、耐震化施策に取り組んでいきます。

(単位：戸)

	令和2年度時点		耐震化目標 (令和12年度)		
	住宅戸数	耐震化率	住宅戸数 ※ ①	目標	
				耐震化率 ②	耐震性を有する住宅戸数の目標 ③=①×②
木造	16,546	54.9%	16,503	66.7%	11,006
非木造	2,319	81.7%	2,312	93.6%	2,164
計	18,865	58.2%	18,815	70.0%	13,170

※令和12年の住宅戸数の推計方法

- ・平成27年から令和元年の年間解体棟数と年間新築棟数の平均値を算出し、令和12年度の住宅戸数を推計
- ・令和2年の木造・非木造の比率を基に、住宅戸数を按分

(単位：戸)

	令和 12 年度までに耐震性を有する住宅戸数の目標			
	③	現況で耐震性 がある住宅戸数 ④	施策を講じなくても 耐震化される住宅戸数※ ⑤	耐震化の施策を 要する住宅戸数 ⑥=③-④-⑤
木造	11,006	9,089	1,272	733
非木造	2,164	1,895	178	103
計	13,170	10,984	1,350	836

※施策を講じなくても耐震化される住宅戸数の推計方法

- ・平成 27 年から令和元年までの旧耐震住宅の年間解体棟数と年間新築棟数の合計の平均棟数を算出、年間 135 棟が新耐震基準の住宅に建替わると推計
- ・令和 2 年の木造・非木造の比率を基に、住宅戸数を按分

### 3. 建築物の目標

特定既存耐震不適格建築物（法第14条第1号～第2号）に関しては、耐震性のない建築物を令和12年度までに解消することを目標とします。

#### (1) 多数の者が利用する建築物の目標

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物については、令和12年度までに解消します。

公共建築物で1棟、民間建築物で6棟の計7棟の建築物が特定既存耐震不適格建築物であるため、これらの建築物については、耐震化の促進を図ります。

#### (2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の目標

火薬類、石油類、その他耐震改修促進法施行令で定める危険物の貯蔵場又は処理場についても、令和12年度までに解消します。

#### (3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの建築物の目標

愛知県地域防災計画で定められた第一次、第二次緊急輸送道路沿いの特定既存耐震不適格建築物については、愛知県と連携し、愛知県が設定する目標に基づき耐震化を図ります。

本計画に位置づけた地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道の特定既存耐震不適格建築物については、第一次、第二次緊急輸送道路沿いの特定既存耐震不適格建築物の耐震化目標の設定方針に従い目標を設定し、これを達成するよう耐震化を図ります。

#### (4) その他の建築物の目標

その他の建築物についても、愛知県と連携し積極的に耐震化を図ります。

### 4. 減災化の目標

兵庫県南部地震や熊本地震で最も被害が大きかったのが、建物の倒壊による窒息・圧死でした。また、本市の旧耐震住宅に居住している方の多くが高齢者世帯であり、耐震改修にかかる費用負担も大きいことから、耐震化されない住宅については、災害の際に建物の倒壊が起きても人命は守れるよう、耐震シェルターや耐震ベット等の設置を促進し、減災化についてもより一層推進していきます。

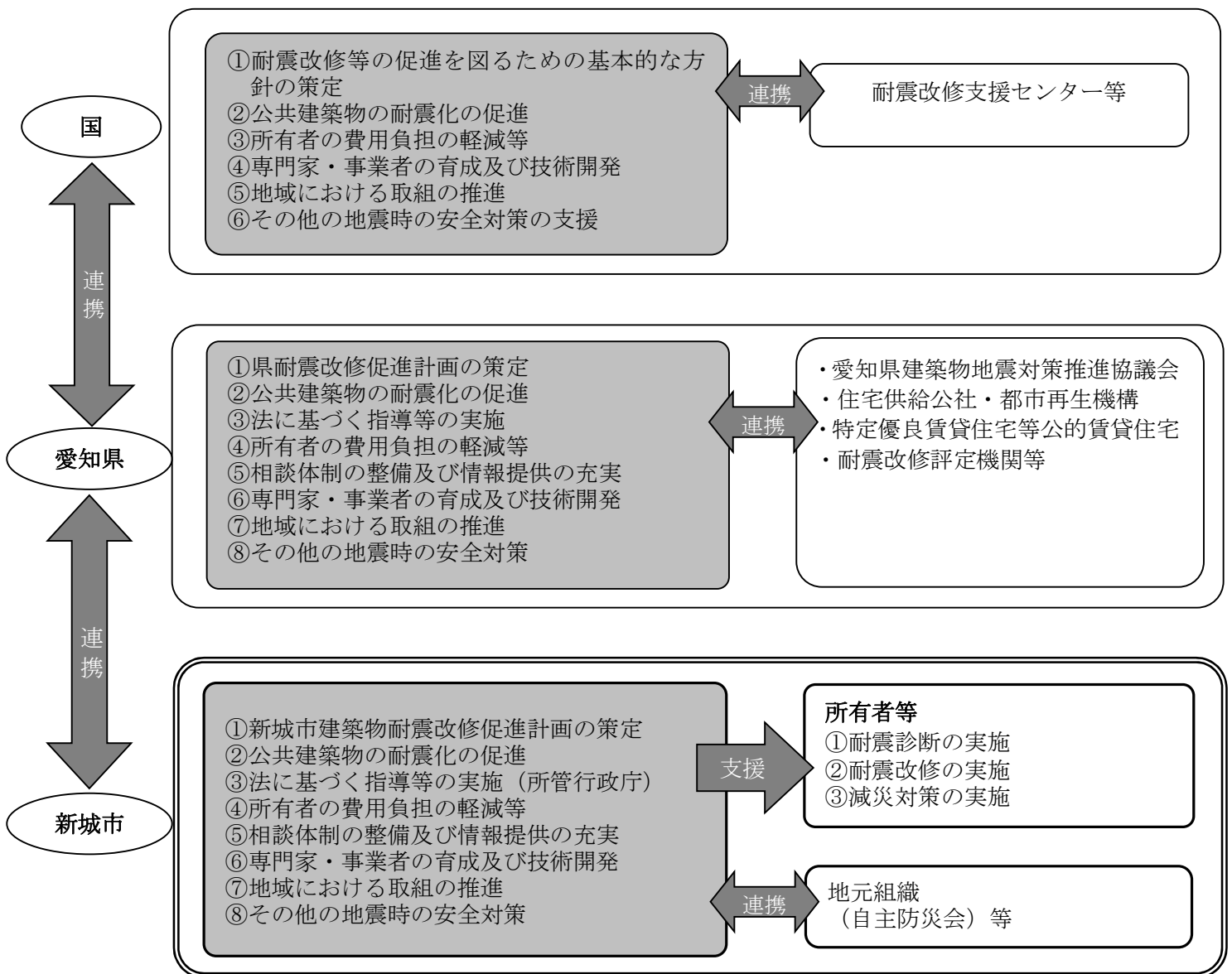


## 第4章 耐震化促進に関する施策

### 4-1 耐震化に向けた役割分担

耐震化及び減災化を促進するためには、建築物の所有者が、自ら居住・使用する建築物の耐震化を図り、地震による建物倒壊等から自らの身を守ることが重要です。所有者が地域防災対策を自らの問題としてだけでなく、地域の問題として意識することにより、地震に強い建築物が増加し、地域全体の防災力も向上します。

本計画で示している耐震化目標を実現するため、国や愛知県と連携し、所有者への取組を支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化を実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化実施の阻害要因となっている課題を解決していきます。



## 4-2 住宅の耐震化促進

### 1. 耐震化促進の体制整備と普及・啓発活動

円滑な建築物の耐震化の促進のためには、関連する機関や団体等と連携して施策を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

今まで行っていた耐震化促進のための施策については、さらなる体制強化やよりの確な普及・啓発活動方法を検討するとともに、新たな体制整備や新たな普及・啓発活動にも取組みながら耐震化の促進を図ります。

#### (1) 推進協議会の取組の拡充

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、県内全市町村及び（社）愛知建築士会を始め10の建築関係団体で構成する「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置しています。

引き続き、推進協議会を拡充させ、耐震化促進体制の一翼として、建築物の所有者に対する普及・啓発活動や、専門家の育成等を一層推進していきます。

##### ① 建築物の所有者への情報提供

木造住宅の無料耐震診断の周知リーフレットや耐震化を呼びかけるパンフレットを配布するとともに、建築物の耐震化に関する情報をインターネットにより提供しています。

今後、さらに耐震化についての普及・啓発を図ります。

##### ② 関連技術者等の資質の向上

###### 【愛知県木造住宅耐震改修設計・工事研修会】

木造住宅の耐震化が的確に施工されるよう、「木造住宅耐震改修マニュアル」を作成するとともに、このマニュアル等を教材として「木造住宅耐震改修設計・工事研修会」を実施し関連技術者等の資質の向上を図ります。

また、この研修会の履修者については希望により「木造住宅の耐震改修設計・工事研修会履修者名簿」に登録し、この登録名簿を市町村窓口やインターネットで公開し広く情報提供を行います。

###### 【大工・工務店向け耐震改修推進勉強会】

大工や工務店を対象に実務面での知識、手法について、学識者や技術者を講師とする勉強会を開催し、耐震技術のスキルアップを支援します。

**【低コスト耐震化工法の普及】**

建築物の耐震改修を促進するためにはその所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発、普及が強く望まれます。

そうした中、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学及び、愛知県、名古屋市、建築関係団体等により、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」（以下「協議会」という。）が設立されており、本市も「推進協議会」を通じ参加しています。

協議会では、低コスト高耐震化工法の開発や新工法の評価を進め、「低コスト耐震補強の手引き」を作成するなど、安全性を確保した上での耐震改修工事の低コスト化が図られるよう取組を進めるとともに、これらの技術を広く普及することを目指しています。

また、愛知県内で供給可能な木造住宅の耐震改修工法を募集するとともに、応募された工法を技術評価しています。基準に適合する工法については、「民間木造住宅耐震改修費補助事業」の対象工法として取り扱われるようになります。

本市においても、この取組を積極的に活用しつつ普及・啓発を図り、低コストの耐震化を推進することにより、住宅の所有者がより容易に耐震改修を行えるよう取組を進めます。

**(2) 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実**

本市では、建築全般の相談窓口を設置しています。耐震診断・耐震改修の相談に加えて、容易で効果的な方法により住宅倒壊から生命を守る「減災化」の相談にも対応していきます。

**(3) 広報誌やホームページ等の活用**

本市では、広報、ホームページ、ケーブルテレビの番組内において、地震災害等に対する備えや建築物の耐震化に関する情報提供を行っています。また、住宅の耐震化を勧めるパンフレットを作成し、各戸配布・回覧を行っています。

今後も、これらの広報手段を通して積極的に情報提供を行うとともに、ホームページに掲載する内容の再検討を行うなど、情報の見やすさ、分かりやすさの向上を図ります。

**(4) 耐震診断ローラー作戦**

木造の旧耐震住宅の耐震化は、建築物の耐震化施策のなかでも特に重要です。本市では、耐震診断の申込み案内を行う「耐震診断ローラー作戦」を地区単位で順次実施しています。

木造の旧耐震住宅を戸別訪問し、耐震化の重要性について説明した上、無料耐震診断及び耐震改修費補助制度について説明します。

本市では平成14年度からこの取組を行い、すでに全地区の木造の旧耐震住宅を戸別訪問し、耐震化の重要性について説明してきました。しかし、耐震化を今まで以上に促進する必要があるため、必要に応じてこのローラー作戦を再度行い、旧耐震住宅にお住まいの方へ耐震化の意識啓発を行います。

### (5) 自主防災会等と連携した啓発活動

建築物の耐震化は、個々の所有者が自主的・積極的に取り組む必要があります。また、建築物の倒壊や出火、延焼などによる二次災害を防止するためには地域が連携して地震対策に取り組むことが大切です。

そこで、模型やシミュレーション装置を使って地震の基礎知識や住宅・建築物の耐震化の方法など、分かりやすく学習できる「新城市防災学習ホール」を、自主防災会などの研修会、講習会に活用します。

また、市や自主防災会による防災訓練や研修会を通して地域との連携を強化するとともに、自主防災会が主体となった住宅の耐震化、家具の転倒防止、ブロック塀対策による避難路安全性の確保等、減災につながる防災まちづくりの取組を推進します。

これにより、地域ぐるみの地震対策への取組を進め、地域防災力の向上を図るとともに、防災の基本である「自助」「共助」を促進します。

### (6) 出前講座の実施

本市では、小・中学生を対象に地震から人命を守るための「家の耐震化」、「家具の転倒防止」に主眼をおいた耐震出前講座を実施しています。この出前講座は、小・中学生が耐震の重要性を分かりやすく楽しみながら理解することと、子供から親へ、祖父母へ、そして地域の人へと、防災意識が波及していくことを目的としています。

今後も、小・中学校と連携し、次世代の地域の担い手に対する減災意識の向上を図るための啓発活動を行っていきます。

### (7) 地震防災ハザードマップによる周知

市内全域の地震による危険性の程度を示す地図（地震防災ハザードマップ）が作成されており、誰でも閲覧できるようになっています。市民に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、情報提供を行うとともに、この地図の活用を促します。

なお、東海・東南海・南海地震が同時に発生する3連動地震や、宮崎県沖の日向灘、海溝「南海トラフ」沿いの海溝軸を震源域に加えた5連動地震など、より大規模な地震による被害想定が国、県等の機関で検討されています。そのため、本市では、これらの動向も考慮しながら、市民にとってより有効な情報提供を行っていきます。

### (8) 福祉と連携した取り組み

高齢者の中には、災害時に避難施設で生活することが非常に困難と予想される方がいます。このような高齢者が居住する住宅の耐震化は重要な課題です。本市においては、高齢者が災害後長期間にわたり、避難所での生活を強いられないようにするため、福祉と連携した啓発・支援等の仕組みづくりを図っていきます。

## 2. 新たな促進体制の整備

### (1) 事業者との連携強化

費用負担が大きいとの住宅所有者の認識から、耐震改修工事に進まないという状況にあります。住宅リフォームについては、本市も多くの工事が行われています。

建設業者においても耐震改修に対する知識不足や、補助金を利用した耐震改修の対応方法がわからず、リフォームの際に耐震改修の提案がなされずに工事が行われている状況です。

建設業者への啓発や知識習得にかかる説明会や勉強会を開催するとともにリフォーム工事の際に耐震改修の提案もあわせて行えるよう、体制整備を図ります。

また、リフォーム工事には設計業者を必要とせずに施工ができるものが多くあり、耐震改修の知識を持った設計者と連携せずに工事が行われているものも多くあります。リフォーム工事時に耐震改修も対応できるよう、建設業者と設計業者との連携強化を図ります。

### (2) 「詳細法」による耐震設計の普及

耐震診断及び耐震補強設計については、一般診断法と精密診断法の2種類のルートがあります。本市の無料耐震診断については、最も簡易な方法である一般診断法にて耐震診断を行います。

一般診断法に比べ、精密診断法で設計することで工事費のコストダウンを図ることができますが、設計手間が増大になり、設計にかかる費用が高額になる可能性があります。

そこで、協議会では一般診断法で精算法+偏心率+N値計算を活用する「詳細法」による計算ルートを推奨しています。

本市においても、住宅所有者の費用負担の低減が図られるよう、この計算ルートの活用を建設業者や設計業者へ積極的に周知・啓発し、低コスト耐震化工法とあわせて利用の促進を図ります。

また、事業者や設計者に向けた勉強会を開催し、低コスト耐震補強設計の知識習得を図り、住宅所有者へ適切な提案ができるよう連携を図ります。

### (3) あいち耐震改修推進事業者制度の活用

推進協議会では「あいち耐震改修推進事業者制度」を創設しています。

推進協議会で運営している「あいち耐震改修ポータルサイト」ではこの制度に登録された耐震改修に意欲的で技術力を有する事業者を掲載しており、耐震改修をしたいがどこに相談したらよいかわからないという方へ、登録事業者の周知ができる取組を行っています。

本市では、パンフレットや広報、ホームページ等において、この制度の周知を図り、利用の推進をしていきます。

また、この制度で登録された事業者には耐震改修促進を支援する様々なツールを活用することができるため、市内事業者へ登録の推進もあわせて行います。

#### (4) NPO 法人耐震化アドバイザー協議会との連携

NPO 法人耐震化アドバイザー協議会では、無料耐震診断を受けた方への耐震改修無料相談会を定期的に開催し、耐震化の普及・啓発活動に取り組んでいます。

本市では、パンフレット等でこの取組の周知を図り、相談会の利用を促します。

#### (5) 空き家の解体、流通の促進

市内には、耐震性の低い空き家が点在しています。空き家については、耐震化がなされず、適正管理がされていないものもあるため、災害時には周辺の避難や救助活動に影響を及ぼす場合があります。

耐震化や適正管理ができない空き家については、解体や流通の促進を図り、流通により適正管理がなされるようになった際には、耐震化を促すよう、空き家対策についても推進します。

#### (6) 市内イベントでの普及・啓発活動

過去には、耐震診断ローラー作戦や防災訓練時の出前講座、小学校への出前講座などにおいて、住宅耐震化のPR活動を行ってきました。これらのPR活動を引き続き行っていくとともに、本市でイベントが開催される際には、住宅耐震化の必要性や、耐震化を推進するための無料耐震診断事業や耐震改修費補助事業などのPRを行う場を設定し、情報提供、普及・啓発活動を推進します。

#### (7) 災害イメージネーション能力の向上

防災対応力向上のためには、発災からの時間経過の中で自分の周辺で起こる災害状況を具体的にイメージすることが必要であり、様々な災害状況を適切にイメージできるようになることで、適切な準備や対応ができるようになります。

本市では出前講座等でワークショップを開催し、災害イメージネーション能力の向上のための啓発活動を推進します。

#### (8) 新城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

本計画に定めた住宅の耐震化の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

新城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とし策定していきます。

## 4-3 関連する安全対策

### 1. 窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスや看板、建築物内の吊り下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下により、歩行者、あるいは、建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。このため、これらの危険性をパンフレット、広報、ホームページ等において市民に周知を行い、早期点検や安全対策の普及徹底を促進するとともに、必要に応じて所有者に改善の指導を行います。

### 2. 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。そのため、誰でもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識をパンフレットやインターネットを活用して市民に周知するとともに、家具の安全対策の取り組みを推進します。

### 3. 耐震シェルター等の設置

地震対策は、建築物の耐震化が最も効果的ですが、費用などの面でそれが難しい場合もあります。そのため、建築物が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る耐震シェルターや防災ベッドなど、比較的安価で効果的な地震対策が注目されています。本市では、建築物の耐震化とともに、次善策としてのこれらの対策について補助施策を行っていきます。

### 4. ブロック塀等の安全対策

ブロック塀、コンクリート塀、石塀、れんが塀又は土塀（以下「ブロック塀等」という。）が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞したりすることにより、避難や救援活動に支障をきたすこととなります。このため、本市では、ブロック塀等の危険性について、パンフレットや広報、ホームページ等において市民に周知し、ブロック塀等の撤去、改修工事を進めるなど耐震化促進の取組を行います。

### 5. 建築物の敷地の安全対策

地震の揺れが原因で斜面崩壊等が発生し、建築物が倒壊するなど、地震時には土砂災害の発生が想定されます。このため、崩壊の危険性が高いがけ地を始めとする土砂災害危険箇所では、住宅への被害を防止するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」による移転を促進するほか、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」等による砂防設備や急傾斜崩壊防止施設等の整備を実施し、地震による土砂災害から既存宅地・建築物を保全するため、建築物の敷地についての安全対策を推進していきます。

## 4-4 住宅の耐震化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助、税の優遇措置など以下に示す支援施策を積極的に活用し、耐震化の促進を図っていきます。

### 1. 耐震化促進事業に係る補助制度

本市では、住宅の耐震化促進事業に係る補助制度を創設し、支援しています。今後もこれらの支援を継続するとともに、国の補助制度や、愛知県の補助制度を活用して、住宅の耐震化の促進に努めます。

名称	概要	補助内容等
木造住宅耐震診断員派遣事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行う。	<p><b>【対象】</b> 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅（木造2階建て以下で在来軸組工法または伝統工法で建築された住宅）で、就寝する部屋があるもの</p> <p><b>【費用】</b> 無料</p>
木造住宅耐震化促進事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修及び段階的な耐震改修の費用の一部を補助する。	<p><b>【対象】</b> 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅（木造2階建て以下で在来軸組工法または伝統工法で建築された住宅）に対し次の工事を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新城市が行った木造住宅耐震診断員派遣事業（無料耐震診断）の結果、耐震評点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）と判定された住宅を1.0以上（一応倒壊しない）に、0.7以上1.0未満（倒壊する可能性がある）と判定された住宅を、0.3以上向上する耐震補強工事</li> <li>・新城市が行った木造住宅耐震診断員派遣事業（無料耐震診断）の結果、耐震評点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）と判定された住宅を段階的な耐震改修として、まずは評点を0.7以上にする耐震補強工事又は2階建ての住宅の内、1階の判定値を1.0以上とする耐震補強工事</li> </ul> <p><b>【助成内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修については、補強工事および補強計画設計書作成費用に対し、120万円を上限として補助</li> <li>・段階的な耐震改修については補強工事費および補強計画設計書作成費用に対し、60万円を上限として補助</li> </ul>
非木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する。	<p><b>【対象】</b> 昭和56年5月31日以前に着工した非木造の一戸建て住宅、長屋および共同住宅</p> <p><b>【助成内容】</b> 耐震診断費用の3分の2以内の額で、一户建て住宅の場合は8万6千円、一户建て住宅以外の場合は100万円を上限として補助</p>



木造住宅耐震シェルター設置費	新城市が行う木造住宅耐震診断員派遣事業（無料耐震診断）の結果、耐震評点が 0.7 未満と判定された木造住宅内に設置する耐震シェルターの費用の一部を補助する。	<b>【対象】</b> 新城市が行う木造住宅耐震診断員派遣事業（無料耐震診断）の結果耐震評点が 0.7 未満と判定された木造住宅で、高齢者又は障がい者が居住している世帯 <b>【助成内容】</b> 耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬および整備要する費用に対し、30 万円を上限として補助
木造住宅取壊し工事費	新城市が行う木造住宅耐震診断員派遣事業（無料耐震診断）の結果、耐震評点が 0.7 未満と判定された木造住宅を取壊す工事費の一部を補助する。	<b>【対象】</b> 新城市が行う木造住宅耐震診断員派遣事業（無料耐震診断）の結果耐震評点が 0.7 未満と判定された木造住宅を取壊す工事 <b>【助成内容】</b> 取壊し工事費に対し、20 万円を上限として補助

## 2. 代理受領制度の創設

代理受領制度とは、住宅所有者が耐震改修等を行う事業者に補助金の受領を委任し、事業者が代わりに補助金を受領する制度です。住宅所有者が補助金相当額の費用を準備する必要がなくなり、事業者者に支払う際の費用負担を軽減することができます。

費用負担が大きく、耐震改修等に対応できない住宅所有者が耐震化促進事業に係る補助制度を積極的に活用できるよう、この制度の新設を検討し、耐震化の促進を図ります。

## 3. 住宅に係る耐震改修促進税制

国の基本方針の目標に向けて、耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、平成 18 年度税制改正において、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除、既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が、「住宅に係る耐震改修促進税制」として創設され、一定の税制による支援が受けられるようになりました。本市では愛知県と協力しながら、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取組みます。

また、市による耐震診断、耐震改修等を行った場合など、一定の条件を満たせば地震保険の割引を受けることができます。

そのため、耐震診断・耐震改修等に関する情報提供や事務にあわせて、これら制度の周知を図ります。

表一住宅に係る耐震改修促進税制

名称	控除等の内容
所得税額の特別控除	<b>【控除対象】</b> 木造住宅耐震補強事業による補強工事を平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に行ったもの <b>【控除の額】</b> 耐震改修費または耐震改修費に係る標準的費用のいずれか少ない金額の 10% に相当する額（上限 25 万円又は 20 万円※ 1）を控除 ※ 1 耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額のうち、消費税率引き上げ後の 8% 又は 10% の税率により課されるべき消費税額等が含まれる場合は上限 25 万円となります。消費税率引き上げ前の 5% の税率による場合は上限 20 万円となります。

固定資産税額の減額控除	<p><b>【控除対象】</b> 木造住宅耐震補強事業による補強工事を行ったもので、耐震改修に要した費用から補助金を引いた額が1戸あたり50万円を超えるもの(平成25年3月31日までに契約を締結した場合は、30万円を超えるもの)</p> <p><b>【控除の額】</b> 補強工事を行った場合、固定資産税額(1戸あたり120㎡相当分までに限る)を次のとおり減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年1月1日から令和3年12月31日までの間に耐震改修が完了した場合、翌年度から1年分の固定資産税額を2分の1に減額</li> </ul> <p>ただし、耐震改修が完了後3ヶ月以内に申請が必要です。</p>
-------------	--

表一地震保険の割引制度

割引制度		割引の説明	保険料の割引率	
建築年割引 (契約開始日が平成13年10月1日以降)		対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%	
耐震等級割引	契約開始日が平成13年10月1日から平成26年6月30日まで	対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1	10%
			耐震等級2	20%
			耐震等級3	30%
	契約開始日が平成26年7月1日以降		耐震等級1	10%
			耐震等級2	30%
			耐震等級3	50%
免震建築物割引	契約開始日が平成19年10月1日から平成26年6月30日まで	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	30%	
	契約開始日が平成26年7月1日以降		50%	
耐震診断割引 (契約開始日が平成19年10月1日以降)		地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%	

資料：財務省

## 4-5 建築物の耐震化促進

### 1. 市が所有する建築物の耐震化と安全対策

市が所有する建築物で耐震性が確保されていないものについては、耐震化計画に基づき耐震化を進めるとともに、耐震化の状況等を公表することとします。

また、窓ガラスや看板、建築物内の吊り下げ天井等については建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、歩行者、あるいは、建築物内の人に被害を発生させる危険性があるため、市が所有する建築物については必要に応じ、安全対策を講じます。

#### (1) 対象建築物

対象とする建築物は、昭和56年5月31日以前に建築された建築物で多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物)で市が所有管理する建築物全てとします。

#### (2) 対象建築物の現状

令和2年4月1日現在の耐震化の状況は下表のとおり、対象となる建築物26棟の内、耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしている建築物が10棟、耐震化が必要と診断され耐震改修を行った建築物が15棟、耐震化が未対応の建築物が1棟となっています。

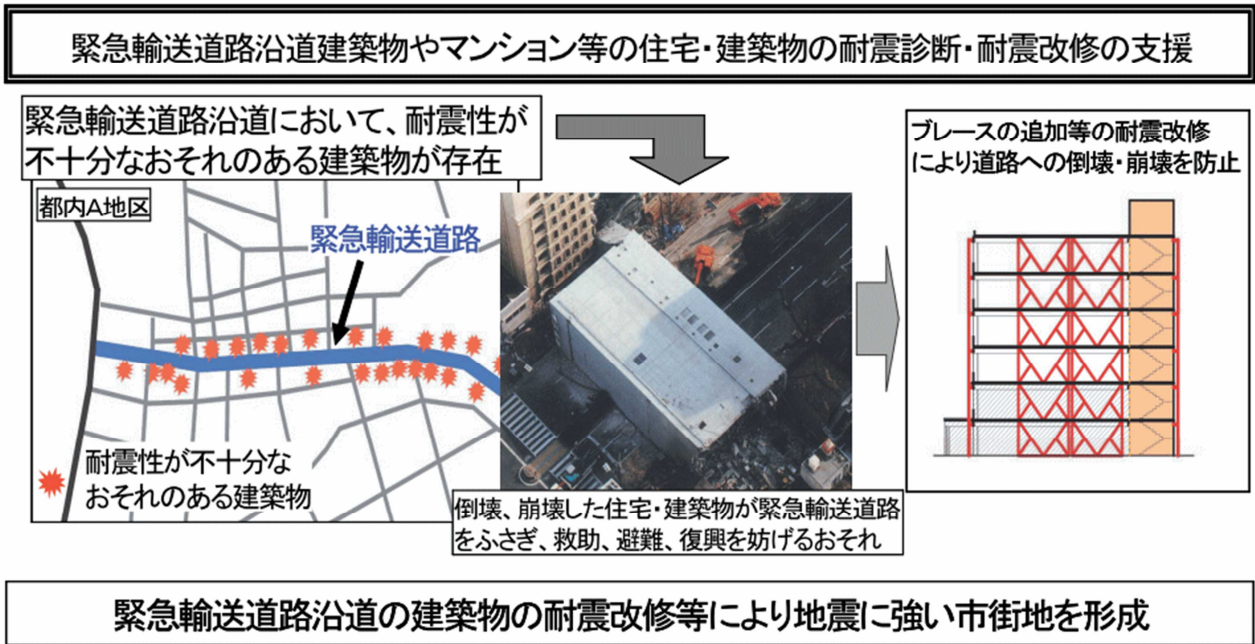
昭和56年5月31日以前に建設された市有対象建築物	耐震診断状況内訳			耐震診断済建築物の内訳		
	未診断棟数 (要診断)	今後廃止等 予定棟数 (診断不要)	耐震診断済 棟数	耐震化不要 棟数	耐震化済 棟数	耐震化未対応 棟数
26	0	0	26	10	15	1

#### (3) 耐震化計画

耐震化が必要な建築物については、目標年度を定めて耐震化を図ります。

## 2. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの特定既存耐震不適格建築物の耐震化

緊急輸送道路沿いの特定既存耐震不適格建築物については、愛知県と市が対象建築物を調査し、特定既存耐震不適格建築物の所在を把握するとともに、所有者に対しては、所有する建築物が特定既存耐震不適格建築物であることがわかるように情報発信します。また、所有者に対し耐震化の必要性や効果について周知啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修に係る補助制度をPRし、耐震化の促進を行います。



資料：国土交通省

## 4-6 建築物の耐震化促進のための支援制度

### 1. 民間建築物の耐震化に対する支援策

民間建築物の所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うと共に、耐震診断、耐震改修に係る補助制度を設け、耐震化を推進します。

補助制度については、特に災害時に重要な施設は平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の機能確保の観点からも耐震性の確保が求められているため、緊急性の高い施設から優先的に耐震化を進める必要があります。新城市地域防災計画の避難所についての耐震診断費補助を検討するとともに、本計画に定める避難路等沿道の建築物についての耐震診断費補助及び耐震改修費補助の拡充を検討します。

また、耐震性の確保された良質な住宅・建築物ストックの形成促進を図るため、平成18年度税制改正において、事業者が一定規模以上の事務所やホテル等の耐震改修工事を行った場合の所得税・法人税の特例措置が創設され、事業用建築物の耐震改修を行った場合、一定の税制による支援が受けられるようになりました。本市は愛知県と協力し、市民へこれらの税制の特例措置の円滑な活用を図ります。

### 2. 耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

防災上重要な建築物について、補助制度を設け耐震化の促進を図ります。

愛知県：防災上重要な建築物の耐震診断費補助事業

名称	概要	補助等	要件
防災上重要な建築物の耐震診断費補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された民間の防災上重要な建築物の耐震診断費の一部を補助する。	対象：愛知県地域防災計画に掲載された民間の避難所、救急病院、救急診療所 補助割合：国 1/3 県 1/6 市町村 1/6	住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱等

## 第5章 計画達成に向けて

耐震化及び減災化を促進するためには、建築物の所有者が自ら及び地域としての問題と意識してもらうことが不可欠です。本計画で示した耐震化の目標を実現するために、所有者や事業者等への補助制度の周知、啓発活動をより推進していきます。

また本計画の進捗状況については、各年度の耐震診断や耐震改修の実績、課税台帳等を参考に定期的に確認を行います。特定既存不適格建築物については改修、建替、除却などの状況を台帳等にまとめ、進捗状況を確認しながら耐震化を図ります。

この進捗状況の確認とあわせて適宜、関連計画等との照査を行い、計画内容の検証や見直しを総合的に実施し、効率的かつ効果的な耐震化の促進を図ります。

---

第 2 次新城市建築物耐震改修促進計画

---

発 行 令和 3 年 3 月

新城市 建設部 都市計画課

〒441-1392 新城市字東入船 115 番地

TEL 0536-23-1111 (代表)

---